

4月から11月まで「せん定枝」の 無料回収を再開します！

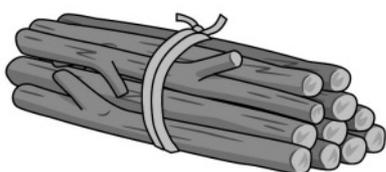
今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認していただき、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

無料回収期間 4月～11月

《出し方》

枝は50cm以内の長さに切り、ビニールひも等（針金は不可）でしばって、毎週月曜日・木曜日（生ごみの日）に、ごみステーションの横に出してください。

※なお、12月～翌年3月は、『有料』扱いになりますので、毎週火曜日にもやせるごみ用の有料指定袋を巻き付けて、ステーション横に出してください。



せん定枝とは

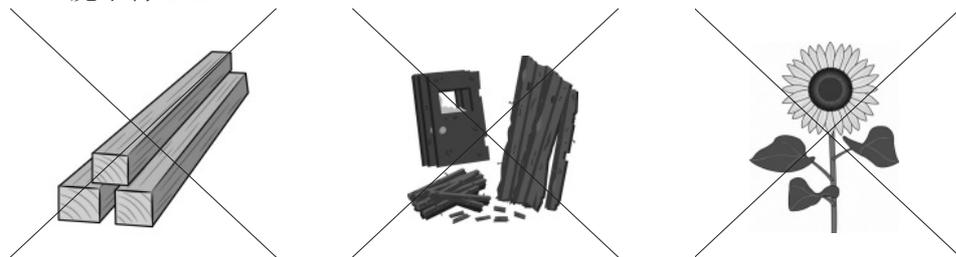
庭木（マツ・オンコ・ツツジ・イボタ等）の枝払いをしたもので、太さが直径10cm未満のものを指します。



せん定枝として回収しないもの

次のものは、リサイクルすることができませんので、もやせるごみとして出してください。

- ・ブドウなどの樹木で、ツルの部分
- ・ひまわり・ダリア・とうもろこし・トマト・菊などの草花で、硬い茎
- ・廃木材など



詳しくは『分別ガイドブック』P 14をご覧ください。

安平町から出されたごみは、皆さまのご協力により分別がたいへん良いと評価をいただいています。これからもきれいな街並みを維持するために、さらなるご協力をお願いいたします。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151・住民生活課 ☎ 2940